

大阪広域水道企業団職員の給料及び管理職手当の特例に関する規程を制定するあらまし

- 1 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、職員の給料の月額及び管理職手当について減額措置を行います。
- 2 この規程は、平成26年4月1日から施行します。